平成29年度第4回安全対策連絡協議会議事録

- 1 日時・場所 平成30年3月8日(木) 11時00分~12時00分 於:在東ティモール日本国大使館多目的ホール
- 2 出席者(在留邦人13名,大使館7名,計20名)
- (1) JICA関係者 3名
- (2) 建設・コンサルタント関係者 2名
- (3) 国連関係者 3名
- (4) NGO関係者 3名
- (5) 旅行業関係者 1名
- (6) その他在留邦人 1名
- (7) 大使館職員 7名

3 議事内容

(1) 冒頭挨拶(南大使)

今年初めての安全対策連絡協議会であり、年末年始を通じ大きな事件も無く問題が無かったと認識しているが、前回の本協議会から大きな変化としては、本年1月26日に大統領が国民議会を解散し5月12日に同議員の選挙が行われる点である。この点につき、内政及び治安上の状況につきどのような影響があるか非常に懸念していたが、市内の治安は保たれており市民も冷静に受け止めているとの印象である。5月12日の選挙に向け選挙キャンペーン等が展開されていくが、治安という点からは安定した形で行われていくのではないかと思っている。何らかの散発的な事件はあるかとは思われるが全体的には安心できるのではないかと考えている。独立してから16年が経過し、当国の社会は成熟しつつあるのではないかと思っている。

- (2) 東ティモール内政の動きについて(政務担当)
- ア 大きな動きとして、1月26日に大統領が議会を解散した。これを受け、5月1 2日に国民議会議員選挙が行われる。先の選挙の結果、フレテリンが連立を組んで 新政府を樹立したが、65議席の内30議席しか確保できず少数与党になったこと により、予算を組むことができず、また政府5カ年プログラムも通す事ができない 状況で6ヶ月が経過した結果、大統領の決定により国民議会が解散され、あらため て仕切り直しとなった状況にある。
- イ 現在選挙準備が進められているが、5月12日が投票日、その前の4月10日から5月9日までの30日間が選挙キャンペーンとなっている。昨年3月の大統領選挙、7月の国民議会議員選挙では、政党支持者の間で散発的な小競り合いはあった

ものの、全般的には概ね平和的に推移した。今回の5月の選挙においても、状況を 注視していきたい。

- ウ 選挙後の動きであるが、投票日以降速やかに開票作業が始まり、県レベルでの開票結果でだいたいの大勢は判明すると思われる。昨年7月の選挙では、選挙後2日程度で大勢が判明したので、同様に進めば、5月末から6月半ばには新政権樹立への手続きが進んでいくものと思われる。今回の選挙の特徴としては、CNRT、PLP、KHUNTOが連合(AMP)を組みグループとして選挙に臨んでいること、また、昨年の選挙では、大小含め20もの政党が乱立していたが、今回は4~5程度の政党又は政党グループでの選挙参加が見込まれる。いずれにせよ、フレテリンと野党3党で結成のAMPとの戦いになるのは明らかである。治安面では、4月10日から始まる選挙キャンペーン期間は特に注意が必要である。
- (3) 安全対策上の留意点(治安・警備担当)
- ア 配付資料をご覧いただきたい。国家警察から提供を受けているデータをまとめたものと、前回の本協議会以降にディリ市内で発生した事件例である。今回特に注意として申し上げたいのは、12月31日に新年を祝う花火が各所で打ち上げられたと思うが、当館謝金警備員の子供が家で寝ていたところ、銃弾が家屋のトタン屋根を貫通し子供の肩に当たり負傷した事例が報告されている。花火の打ち上げ音に紛れ誰が発射したのか等、その経緯は不明であるが、仮に皆さんが花火見物をする場合は、そのような事例もあったことを認識して頂きたい。
- イ その他の事例としては、依然として、タシトル地区やタイベシ市場周辺で事件が 多く発生しているので注意が必要である。また、統計を見ると2014年から20 17年にかけ、傷害事件は右肩上がりで増加している。また、殺人事件も若干なが ら増加傾向にある。性犯罪も事件件数としては多くなっている。いずれも、警察が 事件件数として把握しているものなので、実際の事件件数はより多いものと思われ る。人口と面積が類似する日本の岩手県と比較してみると、岩手県の年間統計(平 成28年)では殺人事件は7件、自殺は288件、傷害事件は18件、性犯罪は2 7件、窃盗は370件、強盗事案は4件であった。
- ウ 当地での交通事故件数は依然多く、右肩上がりであり注意が必要である。
- エ 補足として

(次席)

自身の経験でもあるが、日本人は中国人に間違われるケースが多少なりともある。 中国人への反感と言う形で市民の感情が表面化しているため、不要なトラブルを避けるためにも、相手方に日本人であることを認識させることが肝要である。また、 海外通りをジョギングされる方もいると思うが、バイクの2人乗りや地元通行人等が追い抜きざまに女性の体を触るセクハラ行為が発生しているので注意が必要である。

(大使)

韓国系米国人から間接的に聞いたところでは、同人も中国人と間違われ不快な経験をしたことがあると聞いているので、注意されては如何か。

事件・事故統計についてであるが、特にディリの交通事故件数が突出していることにかんがみれば、当地での交通事情に対し注意が必要と再認識した次第である。

(4) 国際協力事業関係者の安全対策(経済・開発協力担当)

- ア 2016年のダッカでのテロ事件において, JICA関係者がテロの犠牲に遭われたことを受け, 国際協力事業に携わる方の安全を確保するとの観点から, 外務本省とJICA本部との会議の開催, 及び在外公館を通じての安全対策の啓蒙を行っているところである。当地ではテロに対する脅威は差ほど高いとは思われないが, 本協議会を通じ安全対策にあらためて考える機会になればありがたい。
- イ 前回紹介した、日本のNGOの安全管理能力の向上とアドボカシーに取り組むと言うこと目的として、NGO安全管理イニシアティブ(JaNISS)が設立され、NGOの安全に関するガイドラインや策定されている。また、配布のNGO安全基準チェックリスト(案)も公表されているのでNGOだけでなく企業においても是非参考にしていただきたい。また、事業をする中で安全面につき気づきの点が有れば相談願いたい。

ウ 補足として

(次席)

フィリピン・ミンダナオ島での政府軍による掃討作戦により、イスラム過激派メンバーが各地に拡散したと言うニュースはご承知と思うが、一部は東南アジアに逃亡している由で、2002年のバリ島爆弾テロ事件等で顕在化しているとおり、隣国インドネシアでは、現在でもテロ組織が暗躍している。インドネシアと国境を接している東ティモールでは、テロ組織の侵入に対し警戒感を高めているとの当国情報筋の話もある。外国人に直接被害を及ぼす脅威はないとしているも、一つの情報と認識願いたい。

また、国境を越えた犯罪として、薬物やヒューマン・トラフィキング(人身売買) が上げられる。市民生活を脅かす事案が増えてきたことは情報共有したい。 (大使)

人身売買に関してであるが、いくつかの国際機関あるいは外交団と話をしてみる と当地でも可能性があるとしている。事件統計に表れていなくても、街に子供が多 く見受けられる当地の環境では簡単に当該犠牲になり得る隠れたリスクがあると 思っている。

(5) 医療情報(医務官)

ア 今回は、アルコール使用障害につき話をしたい。在外での生活は日本での生活に 比ベストレスが多いことは間違いない。現地語の問題や現地に友人がいない、海外 生活のモティベーションが低い、日本の家族に理解されない、仕事がうまくいかない、人間関係を築けない等が上げられ、加えて、自然災害やテロ等、日本では遭遇しない環境に対する心配等の懸念がストレスを高める原因となっている。飲酒も節度をもって行えば楽しく過ごせるので、飲酒に関する一般的なガイドラインをここに紹介したい。

- イ アルコールの飲酒量により、非飲酒者からアルコール依存症に至る多量飲酒者までの分類となっているが、中でも、最近言われているのが「有害な使用」、「危険な使用」、「危険の少ない飲酒」により分類することがWTOで言われている状況である。飲酒量を国際基準で規定することとなり、"1ドリンク"と基準を設定した。1ドリンクは純アルコール10gであり、日本酒は1合で2ドリンク、ウィスキーのダブル1一杯で2ドリンク、ビールの中瓶1本で2ドリンク、ワインのグラス1杯で1ドリンクとなる。
- ウ 日本の厚生労働省は"節度のある適度な飲酒","多量飲酒"を明確に定義してい る。節度のある適度な飲酒とは、1日平均20g(純アルコール換算)であるのに 対し、多量飲酒は1日平均60g以上をさす。60gはビール中瓶では3本、日本 酒 3 合弱、2 5 %の焼酎では3 0 0 mℓに相当する。アルコールに関連する問題は多 量飲酒者が引き起こしているものと考えられる。アルコール乱用は,社会的,家庭 的問題に起因することが診断上なされているが, 近年では有害な使用や危険な使用 と言う概念が提唱されており、アルコール依存症以外でも、このような有害又は危 険な使用として診断しなければならないケースが発生している状況となっており、 「アルコール使用障害」と提言されている。WHOでは60種類以上がアルコール を原因とした病気が有り、200種類以上の病気に関連していると警告しており、 臓器障害, 肝臓障害, 膵臓障害, 循環器障害, 生活習慣病等は承知のとおりである。 生活習慣病に関しては、アルコールの1日の量が女性では20g以上、男性で40 g以上となると生活習慣病の可能性が高くなる。その上, 咽頭がん, 食道がん等の 発病や精神障害としてアルコール障害,配偶者への暴力,子供の虐待,家庭崩壊と いった問題に発展するリスクがあり、社会に対しては、飲酒運転、生産性の低下、 貧困, 医療費の増大等, 様々な問題が懸念される。
- エ 節度のある適度な飲酒は、女性では20g以下、男性で名40g以下であるが、日本人の場合アルコールを代謝する酵素が少ないと言えるので、個人差があると思うが、女性や飲むと直ぐに赤くなる人はアルコール量をより少なくすることが肝要である。アルコール依存者は飲酒しない、非飲酒者にはお酒を勧めないと言うことが大切である。アルコール依存症の診断基準としては、「飲酒したいという強い欲望や脅迫観」、「飲酒の開始・終了、飲酒量に関し統制することが困難」、「飲酒したときの離脱症状」、「飲んでもよくわからない」、「飲酒に代わる楽しみや興味を無視し飲酒せざるを得ない時間や回復に至る時間が長くなる」、「有害な結果が出てい

るにもかかわらず飲酒する」と言うものである。

- オ 配付資料に「アルコール使用障害同定テスト」があるので試していただきたい。 各設問に対し該当するものを選び、合計点で傾向を見るものである。合計点により、 その傾向が示されており、結果によっては、かかり付けの医師に相談する等の対応 をお勧めするが、いずれにせよ、お酒と上手につきあうことが肝要である。 (設問)
- 問1. アルコール含有飲料を飲む頻度
- 問2. 飲酒の際の、純アルコール換算での量
- 問3.1度に純アルコール換算で60g以上飲酒する頻度
- 問4.過去1年間,飲み始めると止められなかった頻度
- 問5.過去1年間,飲酒が原因で普通だと行えることができないことの頻度
- 問6.過去1年間,深酒後,体調を整えるために,朝の迎え酒をした頻度
- 問7.過去1年間,飲酒後,罪悪感や自責の念に駆られた頻度
- 問8.過去1年間,飲酒のため前夜の出来事を思い出せない頻度
- 問9. 飲酒のため、自身がけがをしたり、他の誰かにけがを負わせた経験の有無
- 問10. 肉親や親戚, 友人, 医師等に飲酒の心配や飲酒量を減らすよう進められた 経験

(6) 領事関係(領事担当)

- ア 2月21日(木)の昼,在留邦人を対象としたSMS受診試験を実施した。123名の宛先にメッセージを送信し、101名より受信確認の回答を得た。返信率は約82%であった。昨年2月の大統領選挙前,及び同7月の国民議会議員選挙前にも実施したが、その際の返信率は68.6%から87.5%に増加し、今回も80%台を保つことができた。協力に感謝申し上げる。これを機に各団体での緊急連絡態勢の確認をあらためてお願いしたい。また、携帯電話番号やメールアドレスを変更した場合は速やかに連絡いただけるようお願いする。
- イ この度, 当館作成の「安全の手引き」を改訂し当館ホームページに掲載している。 是非参考にしていただきたい。

4 その他(出席者からの情報共有)

(A氏) エア・ティモール社から2月末に情報提供があった。ディリーシンガポール間のフライトに関してであるが、週2便(水・土曜日)であったものが、3月より急遽土曜日の週1便となった。理由として、乗客の減少が上げられている。また、前回の協議会で情報提供した、ディリークパン便も2月28日より運航が停止された。土曜日以外はバリ便のみとなるが、ナム・エア便がキャンセルとなれば予約の乗客は自動的にスリウィジャヤ便に振り替えられることとなる。また、3月17日はバリ島の「ニュピ」と呼ばれる祝祭日(正月)にあたるため、デンパサール空港での

発着も制限され、バリ行きのフライトもない。

- (B氏)以前,ディリに戻るシティリンク便(1月1日分)をオンラインで予約したことがある。当該日はディリ空港が閉鎖され,航空会社からも特に事前に連絡が無くキャンセルされていた経験がある。仮にオンラインで航空券を購入した際は,リコンファームをするなど確認をお勧めする。
- (C氏) スリウィジャヤ便は日本の旅行会社では予約ができず、バリ経由シティリンク 便であれば手配できるとの情報があるが、日本から予約できる座席数は非常に限られているので、日本での手配では満席の場合でも当地で手配すると席を確保できる 場合がある。一般的には、スリウィジャヤ便やナム便に比べればシティリンク便は 遅延が少ない比較的正確な印象がある。クパン便については、某旅行会社の情報では平均的な搭乗率が20%の由で就航当初から厳しい状況の様であった。

5 まとめ (次席)

在外公館の最大のミッションは在留邦人(短期渡航者を含む)保護であるとの強い認識の下,定期的な訓練実施を含め,当館でも緊急事態対処の態勢を整えている。また,当館作成の安全の手引きでは,在留邦人等の最終退避場所は「大使館」と明記されているが,事態の状況によっては,大使館にたどり着けなかったり,大使館を避難場所とすることが適切ではないケースもあろうかと思う。緊急事態の発生の状況を把握し,最適の対処を検討して事態に臨むということかと思う。

なお,事態発生後,大使館としては直ちに在留邦人の安否確認に着手するが,場合により携帯電話が通じない等直ぐに確認できないことも想定される。

在留邦人の皆様におかれては、大使館からの連絡・調整を重視してもらいながら、当 事者意識を持ち、安全確保という目的に向かって大使館と共に協働していただけること を期待したい。

(了)